

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月15日
照会部署名 藤沢年金事務所適用調査課
照会担当者 (一般職) 青木正良
連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小平

(案件)

(受付番号) No. 2010-223	一時帰休について
------------------------	----------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<厚生年金保険法第23条/昭和50年3月29日保険発25号・府保険発第8号通知について>

「4月・5月・6月すべて一時帰休が支払われた場合の定時決定は従前で決定と取り扱われるが、その従前の報酬が著しく9月1日以降に支払われる額と差異がある場合には保険者決定を適用してよろしいか伺います。また、一時帰休の取り扱いでやむなく保険者決定となるような例題があればお示し願います。

(回答)

昭和50年3月29日付け保険発25号・府保険発第8号通知（一時帰休等の措置がとられた場合における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格及び標準報酬の取扱いについて）により、標準報酬の定時決定の対象月に一時帰休に伴う休業手当等が支払われた場合においては、その休業手当等をもって報酬月額を算定し、標準報酬を決定することとされている。

したがって、ご照会の事例については、定時決定の対象月である4月・5月・6月の報酬月額を平均し、標準報酬月額を決定することになる。

回答日 平成22年4月6日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上